

速報重要判例解説

【No.2005-007】

明確な会計基準が確立していない会計事象についての会計処理のあり方

【文献番号】	2 8 0 9 2 3 5 0
【文献種別】	判決 / 大阪高等裁判所（控訴審）
【判決年月日】	平成 1 6 年 5 月 2 5 日
【事件番号】	平成 1 5 年（ネ）第 3 3 3 2 号
【事件名】	損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】	控訴棄却
【裁判官】	岡部崇明 岸本一男 阪口彰洋
【参照法令】	証券取引法 2 4 条の 4 証券取引法 2 2 条 証券取引法 2 1 条 商法 3 2 条 商法 2 6 6 条 商法 2 6 7 条 商法 2 8 5 条ノ 4 第 2 項

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

(1) 本件は、甲事件・乙事件ともに、平成 9 年 8 月 4 日から平成 1 0 年 3 月 2 日までの間に株式会社日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）の株式を購入した控訴人らが、日債銀の平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 3 1 日までの期間（平成 9 年 3 月期、第 6 4 期）を対象とする有価証券報告書（以下「6 4 期報告書」という。）には、〔1〕日債銀の原判決添付別紙関連会社目録記載の 2 0 社（以下「関連 2 0 社」という。）に対する貸付金の貸倒引当金が少なくとも 1 4 6 4 億円過少計上され、〔2〕日債銀が保有していた 8 銘柄の上場株式（以下「本件株式」という。）についてのオプション取引（以下「本件オプション取引」という。）に関して、資産が約 7 0 6 億円過大計上され、株式評価損約 7 0 6 億円が計上されていない、という虚偽記載があると主張して、6 4 期報告書中財務諸表の記載が虚偽でない旨の監査証明をした A 監査法人に対しては、平成 1 0 年改正前の証券取引法 2 4 条の 4、2 2 条、2 1 条 1 項 3 号に基づいて、日債銀の 6 4 期報告書提出時の取締役であった被控訴人 Y 2、被控訴人 Y 3 及び被控訴人 Y 4 に対しては、同法 2 4 条の 4、2 2 条、2 1 条 1 項 1 号に基づいて、控訴人らの各購入額に相当する損害賠償及び各訴状送達日の翌日（甲事件につき平成 1 2 年 2 月 1 1 日、乙事件につき平成 1 3 年 1 月 1 8 日）から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事件である。

なお、A 監査法人の地位は、同法人が平成 1 2 年 4 月 3 日に合併したことによって設立された被控訴人 Y 1 監査法人が承継した。

(2) 原判決（京都地裁平成 1 5 年 9 月 2 4 日判決・判例時報 1 8 6 3 号 1 1 5 頁）は、6 4 期報告書に虚偽記載があるとは認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人らが控訴した。

2. 判決の要旨

(1) 控訴人 X らは、法人税基本通達 9—6—4 による償却の要件を備えている債権については、同通達の定める金額によって償却（引当金を計上）することが義務であり、その金額の貸倒引当金を計上しないこと（債権償却特別勘定に繰り入れないこと）が、有価証券報告書に虚偽の記載をすることになる旨主張している。その趣旨は、基本通達自体によって、債権償却勘定への繰入れが義務付けられるというものではなく、基本通達の要件を満たす債権については、その定める金額の全額について償却をすることが、公正な会計慣行に合致する会計基準であるから、これによる義務があるというものと解される。しかし、日債銀の関連 2 0 社に対する貸付金のうち、日債銀が償却した部分のほかに、少なくとも 1 4 6 4 億円について、基本通達による償却の要件を備えていたこと

を認めることはできない。また、商法285条ノ4第2項は、金銭債権の評価については「取り立ツルコト能ハザル見込額」を控除することを要するとし、企業会計原則も掛金等の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見込額を控除したものとするとしているところ、これらの見込額は公正な会計慣行（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）によって判断されることになる。そして、その公正な会計慣行に合致する会計基準は、一般的に複数存在することもあり得るのであって、控訴人Xらの主張する会計基準が、唯一絶対のものであることを認めるに足る証拠はなく、基本通達9-6-4の要件を満たす債権については、全額を償却することが義務であるとまではいえない。

（2）平成9年3月当時、保有株式の評価基準として低価法を採用している銀行において、ヘッジ目的でオプション取引を行ったときに、ヘッジ対象となる株式の評価をどうするかについて、明確な会計基準は存在していなかった。一方、債券先物取引の場合にはヘッジ取引の会計処理については、低価法を適用するに当たっては、適用する時価を先物契約の変動額により修正し、修正した価額を時価として評価額を算定すべきなどとされている。債券先物取引の会計処理基準を、ヘッジ目的という点で共通し、平成9年3月当時、明確な会計基準が存在していないヘッジ目的のオプション取引において、類推適用することが公正な会計慣行に合致しないものとは言い難い。

（3）平成9年3月当時において、ヘッジ会計は、いまだ会計基準となっておらず、銀行保有の上場株式の市場価格が簿価を下回っている場合において、ヘッジの目的で当該株式につき簿価で売り渡すプットオプション取引がされているときは、株式支払オプション料を資産として計上しつつ、他方、保有債券の時価評価を先物契約によって修正された価格（簿価）によることは、当時の会計基準あるいは会計慣行に反しているとまではいえない。

（4）銀行の有価証券報告書における貸付金の償却不足及び保有株式の評価損の不計上による虚偽記載があるとして、株主が銀行の元役員ら及び監査法人に対し提起した損害賠償請求において、控訴人Xら主張の貸付金の全額を償却しなかったこと及び保有株式の評価損を計上しなかったことは公正妥当な会計基準ないし会計慣行に反するものではないから、控訴人Xらの請求には理由がない。

3. 本件判決についてのコメント

（1）債権償却特別勘定（貸倒引当金）の設定について

本件における争点の第一は、関連20社に対する貸付金について債権償却特別勘定の設定により、その全額を償却（貸倒引当金の繰入れ）すべきかどうかである。

債権償却特別勘定は、本件係争年度当時、法人税基本通達によって認められていた取扱いであるが、その後平成10年度の法人税法改正により、貸倒引当金制度に取り込まれ、いわゆる個別評価の債権としてその回収不能と見込まれる金額が貸倒引当金の繰入限度額とされた。

債権償却特別勘定への繰入限度額については、通達は2種の基準を用意しており、まず、債務者について、会社整理、特別清算、破産、会社更生、銀行取引停止処分など債権の回収が困難となる外形的事実が発生した場合には、形式基準として、9-6-5により、一律に貸金等の額の50%を限度として、債権償却特別勘定への繰入れを認めるというものであり、次いで、実質基準として、9-6-4により、その回収の見込みがないと認められる部分の金額について、所轄税務署長への認定申請を条件として、債権償却特別勘定への繰入れを認めるというものである（注1）。

Xらは、本件決算日当時の銀行における貸倒引当金の計上基準については、大蔵省銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」（昭和57年4月1日蔵銀第901号）の第5の「決算経理基準」（4）イ「貸倒引当金」が適用され、これらによる貸倒見積額を個別的に見積もる方法として、実務的には税法の債権償却特別勘定（法人税基本通達9-6-4）が具体的基準として機能してきたとし、同通達に掲げる事実該当する場合には、公正な会計処理として、その全額について貸倒引当金に繰り入れるべきであると主張した。なお、Xらは、その繰入額が無税償却であるのか有税償却であるのかは、別問題であるとしている。

これに対し、Y1監査法人らは、本件決算日当時、金融機関の決算経理において、公正なる会計慣行又は一般に公正妥当と認められる企業会計基準と認識されていたのは、いわゆる「決算経理基準」、同基準が採用していた「不良債権償却証明制度」及び大蔵省大臣官房金融検査部又は財務局が採用していた判断基準であって、これらの基準によれば、金融機関の経営支援先に対する債権については、金融検査部から基本通達9-6-4の要件を充足しているとして無税間接償却

証明を受けることはできず、間接償却（債権償却特別勘定の設定）をすることができないとされていた。

（２）本件における債権償却の状況

関連２０社のうちＡ社を除く１９社は、いずれも現に事業を営んでいる継続企業であり、倒産手続に係る申立ても受けておらず、利息の支払も遅滞していなかったから、資産分類としては分類（債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産、本件では、一般担保等による保全部分）に分類された。

日債銀は、関連２０社のうちＡ社に対する貸付金については、担保等による回収見込額及び既往の債権償却特別勘定繰入額を差し引いた残額３１４億７０００万円について償却をした。

また、Ｂ社に対する貸付金については、Ｂ社の親会社が平成９年４月１日（６４期の決算期後）に自己破産の申立てをしたことから、担保等による回収見込額を差し引いた残額１４０億５３００万円について債権償却特別勘定に有税繰入れ（有税引当て）をした。

Ａ社を除く残りの１９社に対しては、本件決算日時点で、経営を支援していたから、仮に基本通達９－６－４の要件を充足していたとしても、１９社に対する債権につき間接償却を行わなかったことは、当時の会計基準に沿ったものである。

Ｘらの主張によれば、関連２０社のうち１０社は、関連ノンバンクの不良債権を担保ぐるみ買い受ける、あるいは担保不動産を簿価で譲り受けるなど、不良債権処理を先送りするための受け皿会社であったというのであるから、十分ではないまでも担保は存在したのであり、その債権の全額について回収の見込みがないということは困難である。判旨によれば、日債銀が償却した部分のほかに、少なくとも１４６４億円について、基本通達による償却の要件を備えていたことを認めることはできないとされている。いわんや、担保等により保全されている部分の金額についてまで、償却すべきものとはいえない。

もっとも、本件は、日債銀が平成１０年１２月１３日、金融機能再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）３８条１項、附則３条１項に基づき、特別公的管理の開始決定を受け、同時に、預金保険機構が同社の株式を取得することを決定し、株価算定委員会は、平成１１年６月１４日、金融再生法４０条１項に基づき、預金保険機構の取得した日債銀の普通株式の対価を一株当たり０円と決定したことに起因して生じた事件である。日債銀の関連ノンバンクの不良債権処理を先送りするために、受け皿会社を用いて正常債権を装ったというのであるなら、そのような行為自体について経営者責任が問われるべきであり、監査法人に対する経理処理の責任追及という次元では、判旨のような判断にならざるを得ない。

（３）ヘッジ目的のオプション取引がある場合のヘッジ対象となる株式の評価について

本件における争点の第２は、有価証券の評価につき低価法を採用していた日債銀が上場株式８銘柄について、時価が簿価を下回っていたのに、原価を基礎とする簿価をもって評価したことの当否である。

Ｘらは、上場株式８銘柄について、時価が簿価を約７０６億円下回っていたから、同額の評価損を計上すべきであり、これを計上しなかったのは虚偽表示であると主張した。

これに対し、Ｙ１監査法人らは、日債銀は、平成９年３月２７日ころ、外国金融業者との間で、平成１１年３月までに本件株式を簿価相当額で売却できる権利（プットオプション）を合計６１５億７４００万円で購入しているから、本件株式の評価損を計上しなかったのであると主張した。

判決は、保有株式の評価方法として低価法を採用する場合におけるヘッジ取引に関する銀行の会計処理基準は、本件決算日当時には、存在しておらず、この場合、参考とすべき報告、意見等として次のものがあつたと判示している。

ア 米国財務会計基準書第８０号

米国の財務会計基準審議会は、昭和５９年８月に「先物契約に関する会計処理」（財務会計基準書第８０号）を作成した。

これによれば、先物契約の市場価格の変化を利益計算上認識していないときには、ヘッジ項目の公正価格の未実現の変化（すなわち低価法による評価損）を認識する必要はないと示している。

イ 「債券先物取引の会計処理」

日本公認会計士協会は、昭和６０年１０月８日、米国財務会計基準書を参考に「債券先物取引の会計処理」を公表した。

これによれば、保有債券に低価法を適用する場合のヘッジ取引の会計処理について、現物の価額が著しく下落した場合に、保有債券に低価法をそのまま適用するとヘッジ取引の内容が反映されず、期間損益の実態を正しく示すことができないと考えられることから、低価法を適用するに当たっては適用する時価を先物契約の変動額により修正し、修正した価額を時価として評価額を算定すべきとされている。

なお、「先物債券取引の会計処理」は、一般企業を対象としたものであって、銀行業には直接の適用がない。

ウ 「先物・オプション取引に係る経理処理について」(平成2年3月30日事務連絡により改正後のもの)

平成元年7月11日付け大蔵省銀行課長発事務連絡「先物・オプション取引に係る経理処理について」(平成2年3月30日事務連絡により改正後のもの)は、銀行を対象とする先物取引及びオプション取引に係る経理処理の基準を示したものであって、有価証券市場における証券オプション取引の場合、オプションプレミアムの授受日においてその他資産中「その他の資産」の科目で処理するものとしていた。

しかし、本件オプション取引は店頭オプション取引であり、直接の適用はない。また、ヘッジの対象となった株式の評価については特に触れていない。

エ 「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」

企業会計審議会第一部会は、平成元年四月以降、先物取引等に係る損益の認識方法等について審議を行い、その結果を取りまとめた上で、平成2年5月29日、「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を公表した。

同意見書は、先物取引の会計処理基準については、現段階において、損益の認識、ヘッジ会計の方法等に関する確定的な基準を設定するには、なお検討を要する多くの問題点が残されているから、基本的な考え方及び会計処理方法を今後の検討材料として示すにとどめたとし、オプション取引の会計処理基準については、今後、オプション取引の定着状況、会計実務の推移等を踏まえながら検討していく予定であるが、契約時に授受されるオプション料の処理方法については、現行の会計実務上混乱がみられるため、第一部(「先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」)においてその統一を図ることとした。

そして、その「第一部 先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」においては、先物・オプション取引がヘッジ目的で行われる場合には、先物・オプション取引に係る時価情報と、当該先物・オプション取引によりヘッジされている現物の有価証券等、特に市場性の有価証券に係る時価情報を併せて開示しないと、ヘッジ取引に係る損益情報の開示が偏り、投資者等の判断を誤らせるおそれがあるとした上、先物・オプション取引に係る時価情報の開示基準として、取引所に上場されている証券・金融先物及び同オプション取引を開示の対象とすべき先物・オプション取引とし、決算時におけるオプションの貸借対照表価額(売建又は買建時に授受されるオプション料の額)、これに対応する時価及び差損益をオプション取引についての開示すべき情報としている。

また、その「第二部 先物取引に係る会計処理に関する中間報告」では、オプション取引の会計処理については、今後の検討にゆだねるとされている。

オ オプション取引会計基準形成に向けての調査研究

オプション取引会計基準研究委員会は、平成4年10月、その研究報告である「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」を発表し、オプション取引の会計基準について、概要、次のように報告している。

- a オプション料について、オプションの売買に際して当初授受した時点で、これを費用、収益の実現と考えて、即時損益する処理もあるが、現行のルールは、資産の取得又は負債の発生と考えてこれを資産・負債に計上する処理を要求しており、これには十分な妥当性があるとされている。
- b 支払オプション料の性格を、権利料とみる考え方、前払費用とみる考え方、仮払金とみる考え方、及び準貨幣資産とみる考え方を検討した結果、ケースバイケースで上述の性格のいずれかを持つか、あるいは複数の性格を併せ持つと考えるのが適切である。
- c 支払オプション料の測定を、一括法(当初オプション料を資産、負債に計上するに際し、その総額を一括計上する方法)によるか分解法によるかについては、オプションの取引目的、買建、売建別に検討し、ヘッジ目的の買建オプションについては、時間的価値をヘッジのための保険料と考える立場からは分解法を、時間的価値を含むオプション料の総額をヘッジ対象の会計処理に影響させるという立場からは一括法を採用する。

d 一括法による場合のオプション料の期末評価は、原価法、低価法（買建の場合）及びMTM評価（その時の時価で評価する方法）の3種類があるとされている。

（４）当事者の主張と裁判所の判断

ア Y1監査法人らは、次のとおり主張した。

「銀行が保有株式につき、その価格下落に対するヘッジとして、権利行使価額を当該株式の簿価とするプット・オプション契約を締結している場合には、簿価で売却する権利を確定的に取得し、簿価での実現可能性が100%であったのであるから、権利行使価額である簿価を正味実現可能額として、これを時価としても、低価法に反しない。

また、日債銀は、本件オプション取引によって、その保有する株式の値下がりによる危険がなくなった。したがって、本件株式の評価損を計上することはできない。

他方、オプション料は、会計学上、権利料、前渡費用、準貨幣資産の複合的性質を持つものであるといわれている。

本件オプション取引におけるオプション料も、ヘッジ保険料（前払費用）という性格のほか、本件株式の時価が3,101億円以上に上がった場合にオプション料を放棄しても利益が生じ、他方、本件株式の時価が1,160億円以下に下がった場合にはオプションを行使し、又はオプションを譲渡することで利益を得ることが可能になるという権利料の性格をも併せ持っている。

そこで、日債銀は、64期決算において、本件オプション取引の支払オプション料を、「その他資産」として資産に計上したのである。」

イ これに対し、Xらは、次のとおり主張した。

「日債銀は、平成9年3月期決算において、本件株式について、プットオプションの購入代金615億円を資産として計上する一方、時価が簿価より約706億円低かったにもかかわらず、貸借対照表には簿価を計上し、損益計算書に保有上場株式の評価損約706億円を計上しなかった。

オプション料を資産として計上しながら、オプション権を行使した結果（損失が出ないという結果）を計上することは、オプション権が行使されると消えてしまう資産としてのオプション料と同時に存在しえないはずのオプション権を行使した結果を二重に計上することになって許されない。」

ウ 本件判決は、次のとおり、判示した。

「日債銀は、本件オプション取引によって、本件株式の時価が3,101億円以上に上がった場合にオプション料を放棄しても利益が生じ、他方、本件株式の時価が1,160億円以下に下がった場合にはオプションを行使し、又はオプションを譲渡することで利益を得ることが可能になるという地位を取得したといえる。そして、平成9年3月当時、ヘッジ会計はいまだ会計基準となっておらず、上場株式の評価に関する会計基準とヘッジ目的のオプション取引に関する会計基準が必ずしも整合していなかったことからすれば、前記処理を以て直ちに二重計上と評価することはできない。」

エ しかし、この判断には疑問がある。

保有株式について時価が低落しているとしても、本件オプションの存在によって簿価で売却する権利を有するから、価格低落によるリスクは存在しない。したがって、保有株式の正味実現可能額として簿価によって評価することは不当ではない。

しかし、本件オプションによるヘッジの効果は、保有株式の時価低落による損失を補填するにとどまり、それ以上の利益を保障するものではない。本件オプションは、権利行使をすればそれ独自の価値を失う。換言すれば、本件オプションに価値があるのは、他方で株式の価格が低落しているからにほかならない。本件オプションの取得時期が本件決算期の直前であることからすると、その取得価額は、その当時における保有株式の価格低落による損失額をほぼ表現したものともいえる。

保有株式を簿価で評価する一方、本件オプションに係る権利をその取得価額をもって評価するのは、結果的に資産の二重計上になると考える。両者は、一の資産として評価するのが相当である。当時ヘッジ会計が会計慣行として確立していなかったとしても、このように解しないと公正な会計処理とはいえないように思われる。

(注1)平成10年税制改正に伴い廃止された法人税基本通達9-6-4及び9-6-5は、次のように規定していた。

《認定による債権償却特別勘定の設定》

9-6-4 法人の有する貸金等又は当該貸金等に係る債務者が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、9-6-5による場合を除き、それぞれ津に掲げる金額に相当する金額以下の金額をその該当することとなった事業年度において損金経理により債権償却特別勘定に繰り入れることができる。この場合には、当該事業年度終了の日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長。以下9-6-4において同じ。)に対してその債権償却特別勘定に繰り入れる金額について認定申請を行うとともに、所轄税務署長が当該事業年度の確定申告書の提出後にその申請に係る金額と異なる金額を認定したときは、速やかにその認定に係る金額に基づいて修正申告書を提出することを条件とする。

- (1) 債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、当該債務者が天災事故、経済事情の急変等により多大の損失を蒙ったことその他これらに類する事由が生じたため、当該貸金等の額の相当部分(おおむね50%以上)の金額につき回収の見込みがないと認められるに至った場合 その回収の見込みがないと認められる部分の金額
- (2) 貸金等の額のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるときその回収できないことが明らかになった金額
- (3) 貸金等が国外からの利子、配当等(2-1-31《送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例》に定める国外からの利子、配当等をいう。)について計上した未収金等である場合において、現地の外貨事情その他やむを得ない事由によりその送金が許可されないため、その計上した時から1年以上経過し、かつ、今後も同様の事由によって長期(おおむね2年以上)その支払を受けることができないと認められるに至ったとき 当該貸金等の額

(注1) 貸金等には、貸金等について取得した受取手形で当該貸金等に係る債務者が振り出し、又は引き受けたものを裏書譲渡(割引を含む。)している場合における当該受取手形に係る既存債権を含むものとする。

(注2) 債権償却特別勘定への繰入額を取立不能見込額として表示した場合の取扱いについては、11-2-14《取立不能見込額として表示した貸倒引当金》に準ずる。

《形式基準による債権償却特別勘定の設定》

9-6-5 債務者について、次の(1)に掲げる事実が発生した場合には、当該事実が発生した日(同日後当該事実に基づく整理手続の継続中に当該事実の発生を知り、又は保証債務の履行によって求償権が生じた場合には、その知った日又は生じた日とする。以下9-6-5において同じ。)の属する事業年度終了の日において当該債務者に対して有する貸金等の額のうち当該事実が発生した日に有していた次の(2)に掲げる金額の50%に相当する金額(当該貸金等につき既に繰り入れた債権償却特別勘定の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)以下の金額を当該事業年度において損金経理により債権償却特別勘定に繰り入れることができる。

国外にある債務者について次の(1)に掲げる事実が発生した場合についても、同様とする。

- (1) 債権償却特別勘定の対象となる事実 次に掲げる事実とする。
 - イ 商法の規定による会社の整理開始の申立て又は特別清算の開始の申立てがあったこと。
 - ロ 破産法の規定による破産の申立てがあったこと。
 - ハ 和議法の規定による和議の申立てがあったこと。
 - ニ 会社更生法の規定による会社更生法の開始の申立てがあったこと。
 - ホ 手形交換所(手形交換所のない地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。)において取引の停止処分を受けたこと。
- (2) 債権償却特別勘定の対象となる貸金等の額
 当該債務者に対して有する貸金等の額から次の金額を控除した金額による。
 - イ 当該債務者から受け入れた金額(支払手形のように債権と相殺できない債務に係るを除く。)があるため実質的に貸金等とみられない金額
 - ロ 質権、抵当権、所有権留保、信用保険等(以下9-6-9までにおいて質権等という。)によって担保されている部分の金額
 - ハ 金融機関(保証機関を含む。以下9-6-9において同じ。)によって保証されている部分の金額

二 債務者から他の第三者の振り出した手形（債務者の振り出した手形で他の第三者の引き受けたものを含む。以下9 - 6 - 9において同じ。）を受け取っている場合のその手形の金額に相当する金額

（注1）（1）に掲げる事実が発生した場合において、債務者の資産、負債等の状況からみて貸倒れと見込まれる金額が(2)に掲げる金額の50%に相当する金額を超えるときは、9 - 6 - 4によって債権償却特別勘定への繰入れができることに留意する。

（注2）各事業年度終了の日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該事業年度に係る確定申告書の提出期限（法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりその提出期限が延長されている場合には、その延長された期限）までに当該債務者について(1)のホの事実が発生した場合には、当該事業年度において債権償却特別勘定への繰入れを行うことができる。

（注2）本件判決について、次の評釈がある。

出口正義・判例評論555号40頁（判例時報885号210頁）

岸田雅雄・ジュリスト臨時増刊1291号（平成16年度重要判例解説）108頁

（平成17年8月23日）

著者：税理士 荻野 豊